

Ⅶ 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び婦人保護施設等）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所の運営指導及び指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導
- (5) 市町村児童福祉行政（保育関係）の指導監査

2 山武健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 山武健康福祉センター管内
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
- (2) 長生健康福祉センター管内
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- (3) 夷隅健康福祉センター管内
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和 5 年度の監査等の実施数は 465 件、前年度実施数 357 件に比べ 130.3%となったが、計画数 579 件に対する実施率では 80.3%となった。

(2) 主な指摘事項

令和 5 年度中に指摘した法人・施設等は以下のとおり。

・社会福祉法人の主な指摘事項は、運営管理に係るものとして、評議員選任に当たり欠格事由確認のための誓約書等の未徴収、監事の選任議案に対する監事の過半数の同意を証する書類の不備、業務執行理事が理事会に自己の職務の執行状況報告を定款に定めた頻度と回数で行っていない。資産管理に係るものとして、基本財産の所有権保存の登記がなされていない。会計管理に係るものとして、計算書類と附属明細書の金額の不一致、公益事業に供する財産を基本財産として計上していた、経理規程の遵守等に関する事などの事項である。

・社会福祉施設の主な指摘事項は、入所者に提供する入浴回数の確保、入所者預り金管理依頼書の未徴収などの事項である。

- ・ 保育所等の主な指摘事項は、一部時間帯における保育士の配置不足、保健計画・安全計画の未策定、給食の必要栄養量の一部不足などの事項である。
- ・ 有料老人ホームの主な指摘事項は、職員の定期的な健康診断の未実施、金銭管理規程の未制定、重要事項説明書に記載すべき項目の不足等に関する事などの事項である。
- ・ 介護保険指定事業所の主な指摘事項は、介護サービス計画書の作成不備、生活相談員の有資格者の要配置に関する事などの事項である。
- ・ 障害福祉サービス事業所等の主な指摘事項は、身体拘束等の適正化を図るための措置の未整備、虐待の発生又はその再発を防止するための措置の未整備、工賃の支払額の未通知、介護給付費又は訓練等給付費の法定代理受領サービス利用者への受領額の未通知に関する事などの事項である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種 別	区 分	令和5年度							
		法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 (%) D/B		
社会福祉法人等	社会福祉法人(1+2+3)		46	27	58.7	25	25	92.6	
	1 社会福祉協議会		11	5	45.5	5	5	100.0	
	2 施設を経営するもの		30	18	60.0	16	16	88.9	
	内 訳	第一種経営	24	17	70.8	15	15	88.2	
		第二種経営	6	1	16.7	1	1	100.0	
	3 施設を経営しないもの		5	4	80.0	4	4	100.0	
	市町村児童福祉行政(保育関係)		17	17	100.0	17	0	100.0	
計		63	44	69.8	42	25	95.5		
社会福祉施設等	社会福祉施設(第一種)	1 救護施設	1	0	0.0	—	—	—	
		2 老人福祉施設	70	32	45.7	16	16	50.0	
		3 児童福祉施設	6	1	16.7	1	1	100.0	
		内 訳	障害児入所施設	1	0	0.0	—	—	—
			児童自立支援施設	—	—	—	—	—	—
			乳児院	2	0	0.0	—	—	—
			児童養護施設	3	1	33.3	1	1	100.0
			母子生活支援施設	—	—	—	—	—	—
		内 訳	児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)	—	—	—	—	—	—
			4 婦人保護施設	—	—	—	—	—	—
	5 障害者支援施設		9	4	44.4	2	2	50.0	
	1 保育所		60	60	100.0	60	22	100.0	
	2 幼保連携型認定こども園		15	15	100.0	15	9	100.0	
	3 認可外保育施設		37	37	100.0	36	29	97.3	
	4 有料老人ホーム		83	38	45.8	35	35	92.1	
	うちサービス付高齢者向け住宅		15	8	53.3	8	8	100.0	
	5 介護保険施設等		710	197	27.7	147	147	74.6	
	6 指定障害福祉サービス事業所		387	124	32.0	88	88	71.0	
	7 指定障害児通所支援事業所		90	25	27.8	23	23	92.0	
	8 指定児童発達支援センター		—	—	—	—	—	—	
9 指定一般相談支援事業所		18	2	11.1	0	0	0.0		
計		1,486	535	36.0	423	372	79.1		
合 計		1,549	579	37.4	465	397	80.3		

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。
 ※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。
 ※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。